

○南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱

令和6年3月1日

告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、適切な管理が行われていない危険空き家等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、危険空き家等の除却を促進し、防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境への影響から、地域住民の生命、身体又は財産を保護することを目的とする。その補助については、南阿蘇村補助金交付規則(平成17年南阿蘇村規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 村内の一の敷地に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項(以下「空家法」という。)に規定する空き家等であって、1年以上使用されていないものをいう。ただし、空き家等のうち建築物にあっては、戸建住宅及び兼用住宅(住宅部分以外の部分の床面積が延べ面積の2分の1かつ50平方メートルを超えるものを除く。)に限る。
- (2) 危険空き家等 空き家等(これに附属する門、塀及び建築物を含む。)のうち、老朽化(構造又は設備が著しく不良であり、住宅の不良度判定基準(別表第1号(第2条関係))に掲げる評定項目の評点の合計が100点以上である状態をいう。)し、危険な状態(周辺への危険度判定基準(別表第2号)に掲げる項目のいずれかに該当する状態をいう。)にあり、かつ、補助金の交付を受ける目的で故意に破損されたものでないものをいう。
- (3) 管理者等 登記記録又は固定資産課税台帳に管理者若しくは管理者として記録されている者、その他村長が認める者
- (4) 解体事業者等 解体工事業、建築工事業若しくは土木工事業の許可を受けている者又は解体工事業の届出をしている者であって、村内に当該事業に係る本店、支店、営業所又は事務所を有する者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、暴力団関係者でない危険空き家等を解体しようとする個人の所有者等であって、税等を滞納していない者とする。

2 補助金の交付の対象となる危険空き家等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

- (2) 個人所有のものであること。
- (3) 公共事業の補償の対象となっていないこと。
- (4) 共有名義である場合、解体工事が全員の同意を得られていること。
- (5) 同一敷地内において、居住の実態がないこと。

3 補助金の交付は、村内同一の敷地につき1回限りとする。

(補助事業)

第4条 補助事業は、交付対象空家等を除却し、敷地全体を空家等の定着物がない土地にする工事とする。ただし、申請者は周辺環境に影響を及ぼさない工作物(門又は塀等)、樹木等、地中埋設物等で、特別の理由があると認められるものは除却しないことができる。

2 補助事業は、解体事業者等に請け負わせるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、危険空き家等(ブロック塀及び樹木を含む。)の解体、撤去及び処分に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。

2 危険空き家等の解体、撤去及び処分にに関する契約書の書面中に残置物の処分が含まれている場合のみ、残置物の処分費用も補助対象経費に含めることが出来るものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる金額を合計した額とし、120万円を上限とする。

(1) 母屋に当たる部分については、補助対象経費の合計額又は住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)に基づき国土交通大臣が定める当該年度の標準除却費の1㎡当たりの額に当該母屋の延べ面積を乗じて得た額のうちいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(2) 母屋以外に当たる部分については、補助対象経費に5分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(事前調査の申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、事前に、危険空き家等事前調査申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事前調査の申込みをしなければならない。

(1) 位置図(付近見取図)

(2) 配置図(方位、敷地形状、空家等定着物(母屋、離れ、倉庫等の建築物、門・塀、樹木)、入口等の位置を記入。また、除却しない定着物がある場合はその対象を明示し、理由を記載)

(3) 現況写真(2面以上)

(4) その他村長が必要とする書類

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該空き家住宅が危険空き家等に該当するか否かを判定し、危険空き家等事前調査判定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者(前条第2項の規定により危険空き家等に該当する旨の通知を受けた者に限る。以下同じ。)は、同項の規定による通知を受けた日から3月以内又は村長が定める日までに南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第4号)
- (2) 平面図(間取りが分かるもの)
- (3) 使用状況報告書(様式第5号)
- (4) 土地・建物の全部事項証明書
- (5) 2社以上の解体業者の見積書(内訳が記載されたものに限る。)
- (6) 解体業者の建設業の許可書又は解体工事業の届出書の写し
- (7) 税等の滞納がないことの証明書
- (8) 判定通知書写し
- (9) 誓約書(様式第6号)
- (10) 委任状(申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限る。)
- (11) 同意書(様式第7号)当該危険空き家等が共有名義である場合
- (12) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)に対し、補助金の交付の目的を達成するため必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(解体工事の着手)

第10条 交付決定者は、前条の規定による補助金の交付決定後に危険空き家等の除却に着手しなければならない。

(変更等の承認)

第11条 交付決定者は、解体工事の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、変更等承認申請書(様式第9号)を遅滞なく村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、変更等承認通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第12条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 事業完了報告書(様式第11号)

(2) 危険空き家等の除却に係る工事請負契約書の写し並びに解体業者の請負代金請求書及び領収証の写し(危険空き家等の解体工事の着手後に金額の変更があった場合には、その内訳が分かる書類)

(3) 工事写真(着手前、工事中及び完了時の確認ができるもの)

(4) その他村長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、当該事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から1月を経過した日又は村長の定める日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 村長は、前条の規定による完了報告の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付確定通知書(様式第12号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに南阿蘇村危険空き家等除却促進事業請求書(様式第13号)により補助金の交付を村長に請求しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の経理)

第15条 交付決定者は、危険空き家等の除却に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を危険空き家等の除却が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 交付決定者は、村長の求めがあったときは、前項の書類を提示しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 関係法令及びこの要綱の規定に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他村長が補助金の交付を不適當と認めるとき。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月15日告示第57号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年5月16日告示第41号)

この告示は、令和7年7月1日より施行する。

別表第1号（第2条関係）

住宅（母屋）の不良度判定基準（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）

評定区分	評定項目	評 定 内 容	評点	最高評点	判定
一	構造一般の程度	(一)基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(二)柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が七・五センチメートル未満のもの	20	
		(三)外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
		(四)床	主要な居室の床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は主要な居室の床がないもの	10	
		(五)天井	主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
		(六)開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
二	構造の腐朽又は破損の程度	(一)床	イ 根太落ちがあるもの	10	100
			ロ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
		(二)基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(三)外壁又は界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(四)屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
三	防火上又は避難	(一)外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20	
		(二)防火壁、	イ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であ	10	

	難上 の構 造の 程度	界壁等	るため防火上支障があるもの		5 0	
			ロ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	2 0		
		(三)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0		
		(四)廊下、 階段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	1 0		
			ロ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	2 0		
四	電気 設備	(一)主要な 居室の電 灯	主要な居室に電灯がないもの	2 0	3 0	
		(二)共用部 分の電灯	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	1 0		
五	給水 設備	(一)水栓の 位置	水栓又は井戸が戸内がないもの	1 0	3 0	
		(二)給水源	イ 井戸水を直接利用するもの	1 5		
			ロ 雨水等を直接利用するもの	3 0		
		(三)水栓の 使用方法	イ 水栓を共用するもの	1 0		
			ロ 水栓を十戸以上で共用するもの	2 0		
六	排水 設備	(一)汚水	イ 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	1 0	3 0	
			ロ 汚水の排水設備がないもの	2 0		
		(二)雨水	雨樋がないもの	1 0		
七	台所	(一)台所の 有無	台所がないもの又は仮設のもの	3 0	3 0	
		(二)台所の 設備	イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	1 0		
			ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	2 0		
		(三)台所の 使用方法	イ 台所を共用するもの	1 0		
			ロ 台所を十戸以上で共用するもの	2 0		
八	便所	(一)便所の 有無	便所がないもの又は仮設のもの	3 0	3 0	
		(二)便所の 位置	便所が戸内がないもの	1 0		
		(三)便槽の 形式	イ 便槽が改良便槽であるもの	5		
			ロ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	1 0		

	(四)便所の 使用方法	イ 便所を共用するもの	10		
		ロ 便所を十戸以上で共用するもの	20		
備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					

別表第2号(第2条関係)

周辺への危険度判定基準

	項目	建物及び敷地の立地状況	チェック 欄	危険度判定
周辺への 影響	① 外壁材や屋根材の落下等	落下、又は落下のおそれがある建物である。	☐	☐ 該当
		落下、又は落下のおそれのある建物から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が、当該部分の高さのおおむね2分の1以内である。	☐	又は ☐ 非該当
		隣地及び道路は、当該建物の高さより低い位置にある。	☐	
		隣地は、現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用がある。	☐	
	② 倒壊等	倒壊等のおそれがある建物である。	☐	☐ 該当
		倒壊等のおそれのある建物から、道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が、建物の高さ以内である。	☐	又は ☐ 非該当
		隣地及び道路は、当該建物の高さより低い位置にある。	☐	
		隣地は、現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用がある。	☐	

※①又は②の項目ごとに判定し、いずれかに該当する場合に危険と判定する。

①及び②の項目の判定は項目ごとに行い、2以上のチェック事項に該当する場合とする。

様式第 1 号(第 7 条関係)

危険空き家等事前調査申込書

年 月 日

(あて先) 南阿蘇村長

申込者 住 所 〒

氏 名

電話番号

南阿蘇村空き家等除却促進補助金交付要綱第 7 条の規定による申込みをした
いので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、判定のため当該空き家の敷地に立ち入り、調査及び写真撮影すること
について承諾します。

空き家の所在地	南阿蘇村
空き家の所有者 又は共有者	住 所 : 氏 名 : 申請者との関係 :

添付書類

- 1 位置図 (付近見取図)
- 2 配置図 (方位、敷地形状、空家等定着物 (母屋、離れ、倉庫等の建築物、門・
塀、樹木)、入口等の位置を記入。また、除却しない定着物がある場合はそ
の対象を明示し、理由を記載)
- 3 現況写真 (2 面以上)
- 4 その他村長が必要とする書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

号
年 月 日

危険空き家等事前調査判定通知書

様

南阿蘇村長

年 月 日付で申込みのあった南阿蘇村危険空き家等除却促進事業における事前調査について、南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、判定結果を次のとおり通知します。

1 所在地	南阿蘇村	
2 判定結果	該 当	非 該 当
3 判定理由	(1) 不良度判定が 100 点以上で、周辺への危険な状態も確認されたため (2) 上記 (1) の状況には至っていないため (3) 予算の上限に達したため (4) その他 ()	

様式第 3 号（第 8 条関係）

南阿蘇村危険空き家除却促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）南阿蘇村長

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり関係書類を添え、申請します。

記

危険空き家等の所在地	南阿蘇村
補助対象経費(税抜)	円
補助金交付申請額	円

添付書類

- 1 事業実施計画書（様式第 4 号）
- 2 平面図（間取りが分かるもの）
- 3 使用状況報告書（様式第 5 号）
- 4 土地・建物の全部事項証明書
- 5 解体工事の見積書の写し（2 社以上）
- 6 解体事業者の建設業の許可書又は解体工事業の届出書の写し
- 7 税等の滞納がないことの証明書
- 8 判定通知書写し
- 9 誓約書（様式第 6 号）
- 10 委任状（任意様式）
- 11 同意書（様式第 7 号）
- 12 その他村長が必要と認める書類

(裏面)

備考

- 1 全部事項証明書については、発行から3か月以内のものを添付してください。また、危険空き家等が未登録の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者等であることが確認できる書類を添付してください。
- 2 危険空き家等が共有物であるときは、申請者以外の所有者等全員の滞納がないことを確認できる書類を添付してください。
- 3 建設業解体事業者の建設業の許可書又は解体工事業の届出書の写しは、危険空き家等の解体事業をお願いする予定の解体事業者（見積金額が一番低かった業者）のみを添付してください。
- 4 委任状（任意様式）については、申請者から補助金交付申請の委任を受けた場合のみ添付してください。なお、補助金の代理受領は認めていません。
- 5 同意書（様式第7号）については、共有者がいる場合に限り添付してください。

様式第 4 号（第 8 条関係）

事業実施計画書

解体業者	会社名	担当者氏名
	住所 南阿蘇村	連絡先
工事開始予定日	年	月 日
工事完了予定日	年	月 日

1 補助対象建築物の概要

危険空き家等の 所在地	南阿蘇村		
延べ面積	m ²	階数	階
構造	造	建物の高さ	m

2 交付申請額の算出方法及び経費の配分

事業費(税抜)	円
補助対象経費(税抜) [A]	円
補助率 [B]	
補助対象経費×補助率 ([A]×[B]) [C]	円
補助限度額 [D]	円
交付申請額 ([C]と[D]の少ない方の額)	円

- 注 1 事業費は、敷地全体を空き家等の定着物がない土地にする工事に要する費用を記載すること。
- 2 補助対象経費は、危険空き家等の解体、撤去及び処分に要する費用を記載すること。（※同一契約にて残置物の処分をおこなう場合のみ、補助対象経費に含むことが出来る。）
- 3 交付申請額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

使用状況報告書

年 月 日

（あて先）南阿蘇村長

申請者 住 所

氏 名

補助対象の危険空き家等の使用状況は、下記のとおり 1 年以上使用されていないことを報告します。

記

危険空き家等の使用状況

年 月	経 緯
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

※可能な限り、新築から空き家になるまでの経過等をご記入ください。

様式第6号（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

（あて先）南阿蘇村長

申請者 住 所

氏 名

（自署）

南阿蘇村危険空き家等除却推進事業補助金の補助金交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 この補助金の交付申請の申請書及び関係書類の記載内容について事実と相違がなく、申請の要件を満たしております。
なお、報告内容に虚偽があった場合であって、補助金の交付の決定がされ当該補助金が交付されていないときは当該補助金の交付の決定を取り消すことに同意し、既に補助金が交付されているときは当該補助金を返還します。
- 2 補助対象事業の実施に当たり、この事業の補助金及び国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けておりません。
- 3 補助対象事業が完了した後の敷地及び建物等について適切に管理を行います。
- 4 所有権を有する者の全員が、暴力団員、暴力団関係者その他村長が適当でないと認める者ではありません。また、必要に応じ、当該事実を確認するため、補助金の申請に係る書類に記載の個人情報に基づき、南阿蘇村が熊本県警察本部へ照会することについて同意します。
- 5 補助対象事業を申請する場合にあつては、解体工事の対象物が存する土地及び当該対象物の所有者等の全員からの解体についての同意を得ております。
- 6 仕入税額控除対象の場合、消費税及び地方消費税を対象経費に含めていません。
なお、消費税及び地方消費税を対象経費に含めた場合においても、交付決定後から実績報告までの間で、仕入税額控除対象となることが明らかになった場合は、確定した消費税仕入控除税額を除いた額により補助金の変更申請をします。また、補助金の確定後に、仕入税額控除の対象となることが明らかになった場合は、消費仕入控除額が確定したときに、その額について補助金の一部を取り消すことに同意し、かつ、返還します。
- 7 補助対象事業の実施に当たり、公共事業等の補償の対象となっておりません。
- 8 補助事業の実施に当たり、関係法令、規則及びこの要綱の規定を遵守します。
- 9 補助事業の実施に当たり、紛争等が生じた場合は、責任をもって解決し、南阿蘇村に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。

様式第 7 号（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）南阿蘇村長

同 意 書

下記の所在地の危険空き家等について、（申請者）が代表者として解体工事を行うことに同意するとともに、南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱に伴う手続及び補助金の交付請求に関する全ての権限を一任します。

記

所在地 南阿蘇村

同意する関係権利者
【※実印を押印し、それぞれの印鑑登録証明書及び税等の滞納がないことの証明書を各 1 部添付してください。】

同意 年月日	権利等の 種類	住所	氏名	実印

- 1 「権利等の種類」欄は、空き家について有する権利等（共有者、相続人、抵当権者等）を記入してください。
- 2 すべての権利者の連名ではなく、個別に作成し提出することもできます。

様式第 8 号（第 9 条関係）

号
年 月 日

申請者 住所
氏名

南阿蘇村長

南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

1 危険空き家等の所在地	
2 交付決定額	円
3 交付予定時期	工事完了後、手続が済み次第
4 交付の条件	施工前、着手日、施工中、施工後の補助対象工事の内容が確認できるよう写真撮影にて記録すること。

様式第9号（第11条関係）

変更等承認申請書

年 月 日

（あて先）南阿蘇村長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付 第 号の補助金交付決定に対して、次のとおり変更、中止したいので、南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

- 1 事業の種類
南阿蘇村危険空き家等除却促進事業
- 2 変更、中止の内容
- 3 変更、中止の理由
- 4 その他

添付書類 当該変更等が確認できるもの

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

号
年 月 日

様

南阿蘇村長

南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金変更等承認通知書

年 月 日付 第 号で交付決定をした南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金について、南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

1 危険空き家等の所在地	南阿蘇村
2 承認内容	変更の承認 中止の承認 廃止の承認
3 当初交付決定額	円
4 変更交付決定額	円
5 変更等した内容	(前) (後)

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

事業完了報告書

年 月 日

（あて先）南阿蘇村長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた南阿蘇村危険空き家等除却促進事業が完了したので、南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業の種類	南阿蘇村危険空き家等除却促進事業
補助金交付決定額	円
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 解体工事の工事請負契約書の写し
- 2 解体工事の請求書及び領収書の写し
- 3 工事写真（着手前、工事中及び完了時の確認ができるもの）
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

号
年 月 日

申請者 住所
氏名

南阿蘇村長

南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

1 交付決定番号	第 号
2 交付決定額	円
3 確定額	円

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）南阿蘇村長

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

年 月 日付け、第 号で交付確定の通知があった南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金として下記の金額を交付されるよう、南阿蘇村補助金等交付規則第 1 6 条及び南阿蘇村危険空き家等除却促進事業補助金等交付要綱第 1 4 条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	金融機関名	
	支所名	
	預金種目	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義 (カナ)	()

別表第1号(第2条関係)
別表第2号(第2条関係)
様式第1号(第7条関係)
様式第2号(第7条関係)
様式第3号(第8条関係)
様式第4号(第8条関係)
様式第5号(第8条関係)
様式第6号(第8条関係)
様式第7号(第8条関係)
様式第8号(第9条関係)
様式第9号(第11条関係)
様式第10号(第11条関係)
様式第11号(第12条関係)
様式第12号(第13条関係)
様式第13号(第14条関係)